マイナンバー特集③

個人番号通知カードは届きましたか?

●届いたご家庭

- 通知カードに記載されている住所、氏名などに間違いが無いかご確認ください。マイナンバーキャラクターもし、間違いなどがありましたら、役場住民課までご連絡ください。
- 通知カードは大切に保管しておいてください。平成 28 年 1 月から個人番号の利用が開始されます。会社への扶養申告や官公庁の諸手続きの際などに提示が求められる場合があります。
- 個人番号カードの申請は任意です。強制ではありません。
- 個人番号は原則変更できません。
- 盗難、紛失の場合は、まず役場へご連絡ください。
- お亡くなりになった人がいらっしゃいましたら、死亡後の手続きの際に役場窓口で返却してください。
- 転居される場合などで通知カードの記載事項を変更する必要がある場合は、手続きの際に通知カードを窓口に提出してください。

■届かないご家庭

- 12月に入っても届かない場合は、役場住民課までお問い合せください。10月5日以降に転出、 転入、転居などの手続きを行った場合、配達が遅れることがあります。また、配達日にご不在 の場合、郵便局での保管期間が過ぎると、役場に返戻されますので、役場住民課でお預かりし ている場合があります。
- 10月5日以降に出生届を出された人は、順次個人番号通知カードが届きますので、しばらくお待ちください。



お気を付けください

年金事務については平成 29 年 6 月から個人番号の利用が始まります。それまでは個人番号の表示された住民票は年金事務所に提出できません。また、年金事務所、役場から個人番号をお伺いすることはございません。

年金関係以外でも電話で官公庁が個人番号を確認することはありませんので、そのような電話があった場合はくれぐれも個人番号を教えないようにしてください。原則として番号の確認は、個人番号通知の提示に加えて本人確認書類(運転免許証など)のセットで行われます。